

**脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律
(令和4年法律第69号)に係る質疑応答集**
(令和7年3月21日時点)

<目次>

1	建築物省エネ法関係	2
1.	省エネ基準適合の義務化	2
1-1	制度全般・義務付対象	2
1-2	増改築の扱い	5
1-3	全面義務化の施行日関係	9
1-4	省エネ性能の評価(全般)	11
1-5	仕様基準	15
1-6	省エネ計算(外皮計算・WEBプログラム)	19
1-7	省エネ適判	23
1-8	気候風土適応住宅	32
1-9	大規模非住宅	33
1-10	その他	34
2.	表示制度	39
3.	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度	43
4.	住宅トップランナー制度の拡充	48
2	建築基準法関係	49
1.	建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し	49
2.	建築確認手続きが必要となる大規模の修繕・大規模の模様替等について	58
3.	木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し	63
4.	階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化	74
5.	中大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化	76
5-1	耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化	76
5-2	大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化	76
5-3	避難時倒壊防止構造の合理化	77
5-4	階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化	77
6.	部分的な木造化を促進する防火規定の合理化	78
7.	既存建築ストックの省エネ化と併せて推進する集団規定の合理化	81
8.	既存建築ストックの長寿命化に向けた規定の合理化	85
3	建築士法関係	89
4	その他	90

	問	答	更新日
		構造等の変更確認書又はその写し並びに当該長期使用構造等の変更確認に要した図書及び書類の提出が必要です。	
48	モデル建物法からモデル建物法（小規模版）への変更（またはその逆の変更）、は軽微な変更に該当するか。	モデル建物法からモデル建物法（小規模版）への変更（またはその逆の変更）は、再適判が必要です。	
49	非住宅でスケルトン建物の場合、空調・換気・エレベーター・照明の各設備の施工がない場合もありえると思いますが、全て評価対象なしでも省エネ適判を受ける必要がありますか？	評価対象がないことを省エネ適判機関が確認する適判手続きが必要となります。	
50	共同住宅の各住戸が①仕様基準に適合するものの、②設計住宅性能評価を受けた住宅の新築、③長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築のいずれかに該当する場合、共用部分の評価なしに省エネ適判を省略できるのか。また、一の共同住宅において、①の住戸、②の住戸、③の住戸が混在していても省エネ適判を省略できるか。	貴見のとおりです。	
51	同一敷地内に複数棟が同時に新築される場合、それぞれの棟について省エネ適判の申請が必要か。	従来どおり、それぞれの棟について省エネ適判の申請が必要です。	R7.3.21
52	同一敷地内に複数棟が同時に新築される場合、それぞれの棟について省エネ適判申請書第三面の着工予定日はどのように記載すべきか。	確認申請書第三面に記載される着工予定日を、全ての棟の省エネ適判申請書に記載してください。	R7.3.21
53	同一敷地内に複数棟を新築する計画において、一部の棟については施行日より前に着工し、その他の棟については施行日以降に着工する場合、省エネ適判申請上の着工予定日は計画単位（建築確認の申請単位）で判断し、全ての棟について省エネ適判の申請は不要として良いか。	貴見のとおり。	R7.3.21